

くいととも、内容を知る機会も乏しい。これは各ガイドラインを使用する立場にある専門家にとっても十分に周知されていない。

専門家に対する先端医療技術等の啓発普及を推進するためにも、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月）」、「遺伝子治療臨床研究に関する指針の見直し（平成14年3月）」、「疫学研究等に関する倫理指針（平成14年6月）」などのガイドラインについて、社会の変化を見極めながら研究者と研究対象者（国民）が協力しながら、各ガイドラインの改定が必要であろう。その際、指針策定に至った背景、策定の経緯、指針の各規定の趣旨やその規定を設ける根拠等を理解するなど、過去の指針（ガイドライン）策定過程を分析することは、問題点を同定し、専門家及び国民双方のパブリック・アクセプタンス向上し、社会に認知されるためには重要である。

パブリック・アクセプタンスを考える際、行政が実施しようとすることに對して民意を反映させる手段として、パブリック・コメントを求めるという手法がある。このパブリック・コメントとは、行政機関が政策の立案等を行う時に、その案を公表し広く国民・事業者等利害関係者から意見を広聴し政策に反映させるプロセスのひとつであるが、本研究成果にも示したように広く国民各層からの意見集約とはなっておらず、個人資格で意見を寄せているケースも関係者等が多く、その案件に利害関係を有している者からの応募が多くなっている。また、国民等が問題を理解することなく好き嫌いで意見を寄せ、あるいは、本来的な危惧が少数であるとして軽視されたりして、パブリック・コメント自体への信頼が揺らぎがちである。従って、パブリック・アクセプタンスの前提である「理解し、納得する」このプロセスを、国民の代弁者たることを自覚し国民からもコミットをもらっている学者・実務者等がこのプロセス（ガイドライン等の基本方針の立案に始まり、疫学・先端医療技術研究の実施、結果の公表等の一連の過程）を担えるような社会システムの拡大が望まれる。いわば、パブリック・アクセプタンス向上のための「適正手続き(Due Process)」を改めて考える必要がある。この新社会システム（代理あるいはコーディネートモデル）がパブリック・アクセプタンスの向上に寄与することが考えられる。このような動きは行政主導ではなく現場主導（ローカル・イニシアティブ）であることも特性のひとつであり、この動きを行政が広報することでパブリック・アクセプタンスの向上が促進されるであろう。

即ち、パブリック・アクセプタンス向上のための具体的手法としては、マスメディアの「情報代理人機能」の充実と提供者（専門職）に「情報スポークスマン的機能」を設定させることに尽きると考える。特に、科学部を中心とするマスメディアの専門知識・資質の向上は不可欠である。しかし将来的には、国民の側にも従来のパターンナリズムの殻に閉じこもることなく積極的に専門領域に足を踏み入れていく必要がある。こうすることにより、活動の主体が「市民」の側に存在することになる。パブリック・アクセプタンスの向上は、市民主体の活動の萌芽により初めて現実のものとなる。

今日、遺伝子研究などは研究成果の利用方法次第によっては、原子力のように人類の生活に大きな影響を与えるまでになり、同時に科学技術や学問が持つ社会に対する潜在的危険性が脚光を浴びてきた（科学の社会化）。原子力発電事業については、住民側が情報公開や発電所の増設の可否の住民投票、高速増殖炉もんじゅの設置を決めた行政判断に対する行政訴訟の提起など受け手である住民側の積極的な関与が見られる。一方、生命科学をはじめとする最新の科学研究に対しては、国民の関与は原子力事業に比べると弱いのが実情である。研究課題の選定についても、国民が研究者に行ってもらいたい研究を国民に対しても公募してもよいのではないだろうか。

最後に、原子力事業と同じような住民関与の方法を選択するかどうかは別にして、国民や代理人であるマスメディアが中心となって、安全性や研究成果をチェックする何らかのシステムの創設による、いわば科学技術のシビリアン・コントロールを確立することが必要であろう。また、パブリック・アクセプタンスという用語に代わって本研究でも示しているように、より民主的な民意集約方法である「パブリック・インボルブメント」という用語の使用が望ましいと考えられる。

F. 研究発表

1. 論文発表
 予定している
2. 学会発表
 予定している

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
 なし
2. 実用新案登録
 なし
3. その他
 なし

参考文献

- 1) 日本原子力発電広報室 資料
- 2) 安本典夫 復興まちづくりと住民参加：ジュリスト No. 1070、p. 87-88. 1995. 有斐閣.
- 3) 小林傳司 公共のための科学技術： p. 29-30. 2002. 玉川大学出版部
- 4) 日本原子力学会倫理規定（行動の手引き）
 インターネットホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/committee/tebiki.html>

(参考資料 1)

H14. 11. 12

広 報 室

日本原子力発電株式会社の広報広聴活動について

I 東海地区

1. 情報公開の徹底

(1) 発電所運営に関する情報の積極的公開

○主な内容

- ・定期検査、燃料輸送等の計画・実績
- ・発電所事故・トラブル
- ・安全協定に関わる申請等

○発表場所

- ・茨城県政記者クラブ

(2) マスコミ対応

①茨城県政記者クラブとの勉強会、懇談会

- ・開催頻度：各年1回
- ・メンバー：県政クラブ加盟各社の記者、原子力事業者(原電、サイクル機構、原研)幹部
- ・内 容：原子力関係のトピックス、情報交換

②マスコミ見学会(現場公開)の開催

- ・開催時期：定期検査時、トラブル時、その他必要に応じて
- ・案内場所：定期検査・トラブル発生現場、廃止措置、
- ・実 績：H13 年度実績

(3) その他

○一般住民に対する情報公開

- ・東海テラパークに情報公開コーナーの設置
- ・当社ホームページを活用した情報公開

2. 原子力理解促進活動の展開

(1) 発電所見学会

○集客方法

- ・地元、隣接、隣隣接の一般の方を対象に当社社員が勧誘(バス代等を補助)
- ・一般の方からの直接予約受付

○見学場所

- ・東海第二発電所および東海テラパーク
- ・他社原子力関連施設(他社発電所、メーカー工場等)

○実績(発電所、原子力館見学者数)

<H13 年度>

予約見学者	944 件	25,554 名
フリー見学者		45,870 名
	計	71,424 名

○プルサーマル推進に向けた発電所見学拡大活動(H13. 10. 1~H14. 9. 31)

当社主催で東海地区 10,882 名を発電所にご案内

(2) 訪問対話活動

①議員、団体役員等オピニオンに対する訪問活動(従来からの取り組み)

- ・日常の定期的な訪問活動
- ・発電所トラブル、イベント等公表時の説明

②東海村内区長、副区長訪問対話活動

- ・日常的な関係づくりを目指してH14 年度より実施
- ・定期的な訪問を実施

(3) 各種説明会の開催

①「げんでんふれあいトークライブ」の開催

- ・開催時期：H13 年 12 月 7 日
- ・開催場所：東海村文化センター
- ・参加者：826 名
- ・内容：一当社事業概要説明
一東海発電所廃止措置計画の概要説明

②個別説明会の開催(予定)

- ・東海村の 6 ヶ所のコミュニティセンター単位での説明会を計画中
- ・当社事業概要、原子力(プルサーマル)の説明と質疑応答

(4) 女性層、次世代層対策

①女性層対策

○カルチャー教室の開催

- ・東海テラパークにて月 2 回の頻度で開催(H13 年度計 9 回、175 名参加)
- ・東海村内及び近隣市町村の一般の女性を対象
- ・ガーデニング教室、アートフラワー教室等の開催

○テラパーク友の会

- ・カルチャー教室参加者の親睦会
- ・会員数 428 名(H14. 9 月末現在)
- ・発電所見学会、勉強会等の開催

- ・会報の発行

①次世代層対策

○中学生海外派遣事業

- ・H10年度より事業開始
- ・東海村内の中2対象に隔年実施
- ・当社の海外技術提携企業先の地域でのホームステイと交流
- ・H12年度(ドイツ10日間、5名派遣)
- ・H14年度は、米国同時多発テロの影響で中止

○海外小学生絵画交流事業

- ・H9年年度より実施
- ・東海村内の小学生を対象に毎年実施
- ・H9～10年度日仏、H11年度から日英
- ・H13年度は日英絵画交流(英国 BNFL の協力；日本側 37 点、英国側 50 点)

○「総合的学習支援」

- ・東海テラパーク内に小中学生がエネルギーや環境について自分で調べられる「eマナビクラブ」を開設
- ・東海村内小学校に案内のパンフレットとCDのデータ集を配布

○教育関係者との連携

- ・東海村及び周辺市町村の小中高校への訪問

○ゲストティーチャー等

- ・東海村及び周辺市町村の小学校で原子力や放射線の話、星空教室等を実施(H14年度6回)

○発電所見学会

- ・「エネルギー学習」への協力として東海村及び周辺市町村の小中高校を対象に実施(H14年度8件)

○県主催の教員セミナー等への協力

- ・教員研修ワークショップ(3日間：823名参加)、原子力教員セミナー(5日間：171名参加)への協力

(5) 広聴活動

①広報モニター(H8年度～H13年度)

- ・東海村及び隣接市町から15名をモニターとして選任(任期1年)
- ・アンケート2回/年及び東海第二発電所見学会1回/年

②げんでん東海ネットワーク

- ・広報モニターのOB会
- ・会員数119名(H14.9.5月現在)
- ・総会(2回/年)、原子力施設見学会(1回/年)の開催
- ・会報(半期1回)の発行

(6) イベント等の開催

○出張PA活動

- ・東海村及び周辺市町村の地域イベント等に参加
- ・「原子力に関するパネル展示」と放射線に関するクイズなどを実施

- ・H13 年度実績(15 回)

- 発電所イベント「遊ing アトムワールド」の定例開催

- ・毎年 8 月に発電所で開催(2,000~3,000 人規模)

- ・今年度は米国同時多発テロの関係で、初めて東海村内で開催(参加者約 3,000 名)

(7) メディア広告・宣伝

①新聞定期広告

- ・地元新聞(茨城新聞、新しいばらき新聞、常陽新聞、朝日・読売・毎日の茨城版)への広告(不定期)

②地元ラジオ(FMパルルン、茨城放送)番組提供

- ・FMパルルン(毎週月~金 9:15~9:20 の番組「Tbday's: Kid's Family」小学生作文紹介)

- ・茨城放送(毎週月~金 17:27~17:29 の番組「ウェザートピックス(天気予報)」)

③当社地域広報誌「げんでん東海」

- ・東海村内及び周辺市町村全戸配布

- ・4 回/年、約 83,000 部/回

④企業広報誌「e」(H14 年度から廃止)

- ・県内各自治体、オピニオンリーダー等に郵送

- ・3 回/年、約 5,000 部/回

II 敦賀地区

1. 情報公開の徹底

(1) 発電所運営に関する情報の積極的公開

- 主な内容

- ・定期検査、燃料輸送等の計画・実績

- ・発電所事故・トラブル

- ・安全協定に関わる申請等

- 発表場所

- ・福井県政記者クラブ

- ・敦賀市記者クラブ

(2) マスコミ対応

①福井報道責任者会議との懇談

- ・開催頻度：年 1 回

- ・メンバー：マスコミ各社福井支局長クラス、福井県内原子力事業者(関電、原電、サイクル機構)幹部

- ・内 容：福井県下の原子力情勢他

- ・そ の 他：以前は各事業者それぞれに実施していたが、3 年前から合同実施。

②記者クラブ(福井県政、敦賀市)との懇談会

- ・開催頻度：年1～2回
- ・メンバー：各記者クラブ担当記者、当社敦賀地区本部幹部
- ・内 容：情報交換

③マスコミ見学会(現場公開)の開催

- ・開催時期：定期検査時、トラブル時、その他必要に応じて
- ・案内場所：定期検査・トラブル発生現場、敦賀3,4号増設予定地
- ・実 績：H13年度実績(1月末)
 - 地元記者クラブ(4回40名)
 - 個別マスコミ(4社7回53名)

(3) その他

- 一般住民に対する情報公開
 - ・敦賀原子力館、げんでんふれあいギャラリーでのプレスリリース情報掲示
 - ・当社ホームページを活用した情報公開

2. 原子力理解促進活動の展開

(1) 発電所見学会

○集客方法

- ・福井県全県下の一般の方を対象に当社社員が勧誘(バス代等を補助)
- ・一般の方からの直接予約受付

○見学場所

- ・敦賀発電所および敦賀原子力館
- ・他社原子力関連施設(NTC、他社発電所、メーカー工場等)

○実績(発電所、原子力館見学者数)

<H13年度>

予約見学者	613件	13,356名
フリー見学者		18,331名
	計	31,687名

○プルサーマル推進に向けた発電所見学拡大活動(H13.10.1～H14.9.31)

当社主催で敦賀地区10,326名を発電所にご案内

(2) 訪問対話活動

⑤議員、団体役員等オピニオンに対する訪問活動(従来からの取り組み)

- ・日常の定期的な訪問活動
- ・発電所トラブル、イベント等公表時の説明

②敦賀市内訪問対話活動

○経緯

- ・H9年度 敦賀市内全戸(約24,000戸)訪問活動開始(3年で1巡の計画)
- ・H11年度 敦賀市内全戸訪問完了
- ・H12年度 敦賀発電所2号機1次冷却水漏えい事故の信頼回復に向けて

敦賀市内全戸訪問二巡目を開始(2年で1巡の計画)

- ・H13年度 敦賀市内全戸訪問二巡目完了。
- ・H14年度 敦賀市内全戸訪問(三巡目)実施予定

○実施方法

- ・毎年10月(原子力の日)を中心に約1月間
- ・敦賀地区本部の管理職と一般職がペアで昼間(9:00~16:00頃)区割り担当地区を訪問
- ・当社パンフ(内容:発電所状況、イベント、トピックス)、メモ帳等配布
- ・不在宅には、訪問者を明記して配布物と意見収集返信はがきを投函

(3) 各種説明会の開催

①福井県全域での説明会の開催

〈H12年度〉

○「エネルギーのお話と、ご意見をお聞きする会」の実施(初めての試み)

- ・開催期間: H12年8月~H13年2月
- ・開催場所: 福井県内35市町村49箇所
- ・延参加者数: 2,581人
- ・内 容: 一当社女性スピーカーによるエネルギーと原子力についての説明と敦賀3,4号機増設計画概略の紹介(30分)
一参加者との質疑応答(回答者: 当社担当管理職4~5名)
一アンケートの実施

○げんでんスペシャル「講演会」の開催

- ・開催時期: H12年9月
- ・開催場所: 福井市、敦賀市
- ・参加者: 福井市 約300名 敦賀市 約250名
- ・内 容: 神津カンナ氏の講演と地元の代表者を交えた「パネルディスカッション」

〈H13年度〉

○「ふれあい講演会」の実施

- ・開催期間: H13年5月~9月
- ・開催場所: 昨年の実績を踏まえ9地区(春江町、武生市、小浜市、芦原町、鯖江市、大野市、勝山市、福井市、敦賀市)
- ・延参加者数: 2,340人
- ・内 容: 一当社女性スピーカーによる前年の実施状況紹介、既設発電所の安全対策や放射性廃棄物の処理・処分等原子力に関する説明、敦賀発電所3,4号機増設計画への取り組みの紹介(30分)
一参加者との質疑応答(回答者: 当社担当管理職4~5名)
一アンケートの実施(アンケートでの質問に対しては、後日、回答を郵送)
一街づくり、生活や生き方のヒントとなる内容の講演会を実施(湯布院観光協会米田事務局長、法政大岡崎教授、三輪明宏氏他)

〈H14年度〉

○「ふれあいトーク」の実施

- ・開催場所：福井県内対象
- ・開催実績：21 件(H14. 10 月現在)
- ・内 容：一地域からの要望に、当社から積極的に出向いて説明会を開催
 - 当社スピーカーによる既設発電所の安全対策や放射性廃棄物の処理・処分等原子力に関する説明、敦賀発電所 3, 4 号機増設計画への取り組みの紹介
 - 参加者との質疑応答(回答者；当社担当管理職 4~5 名)

⑥個別説明会の開催

- ・敦賀 3, 4 号機増設計画の進展にあわせた議会会派、各種団体、地元区等に対する説明会の開催

(4) 女性層、次世代層対策

①女性層対策

- 福井女性エネの会(代表；政野澄子)エネルギーアドバイザー養成講座支援
 - ・当社、関電、サイクル機構で支援(H13 年度は原電が担当)
 - ・講座カリキュラムの作成、資料提供等の支援
- 当社 P A チーム主催カルチャー教室&原子力講座の開催
 - ・敦賀原子力館または敦賀市内公共施設を利用(H13 年度計 9 回、175 名参加)
 - ・リース作り教室、親子風鈴作り教室等の開催
 - ・エネルギー、原子力、プルサーマル計画、敦賀 3, 4 号機増設計画等について説明
- 若狭女性有識者懇談会の発足(H13 年 10 月～)
 - ・嶺南地区在住の女性起業家や議員等 7 名を委員に選出
 - ・女性の視点から街づくりや企業とのパートナーシップ等について意見交換
 - ・1 回/2 月で開催

②次世代層対策

- 小・中学生科学アカデミー(主催；福井新聞社)への協賛
 - ・H7 年度より事業開始
 - ・県内の小 4~中 3 対象
 - ・H14 年度応募者数 22, 143 件
- 中学生海外派遣事業
 - ・H10 年度より事業開始
 - ・敦賀市内の中 2 対象に隔年実施
 - ・当社の海外技術提携企業先の地域でのホームステイと交流
 - ・H12 年度(ドイツ 10 日間、5 名派遣)
 - ・H14 年度は、米国同時多発テロの影響で中止
- 海外小学生絵画交流事業
 - ・H9 年年度より実施
 - ・敦賀市内の小学生を対象に毎年実施
 - ・H9~10 年度日仏、H11 年度から日英
 - ・H13 年度は日英絵画交流(英国 B N F L の協力；日本側 37 点、英国側 50 点)
- 教育関係者との連携
 - ・敦賀市教育委員会との教育支援検討会の実施(昨年度より 1 回/月)

- ・福井県主催「エネルギーの総合的な学習検討委員会」WG委員
- ・地元小(19校)中(8校)高校(4校)への訪問(1回/半年)
- ゲストティーチャー
 - ・仁愛大学人間学部、鯖江中学校、富士市田子の浦中学(社経生からの依頼)他
- イベントの開催
 - ・夏休みの小学生向け工作教室の開催(65名参加)

(5) 広聴活動

①げんでんモニター(H8年度～H13年度)

- ・新聞広告を用い、福井県内の一般の方150名を公募(任期1年)
- ・アンケート2回/年及び敦賀発電所見学会1回/年

②げんでん女性アドバイザー(H7年度～H12年度)

- ・県の女性ネットワークを通じ、福井県内35各市町村から女性団体のリーダーを1名ずつ人選
- ・懇談会3回/年及び敦賀発電所見学会1回/年を実施
- ・エネルギーや原子力発電の勉強会の実施と意見・要望を聴取
- ・それぞれの職場や地域の方々への情報発信者としての活躍期待

③嶺北有識者懇談会(H10年度～H12年度)

- ・嶺北2地区(福井・坂井・奥越・丹南)在住の各界(議員、農業、弁護士、医師、教育関係者、市民団体等)の有識者10名～15名を委員に選任(原子力に否定的な人も積極的に人選[ほとんどの委員が中立または否定派])
- ・懇談会3回/年及び敦賀発電所見学会1回/年を実施
- ・エネルギーや原子力発電等に対するそれぞれの立場からの意見聴取
- ・委員の人選及び運営については外部業者(ナショナルピーアール社)に委託

④げんでんアドバイザー懇談会(H13年度より実施)

- ・運営の効率化の観点から上記②と③を合併し、嶺北、坂井・奥越、丹南、嶺南地区の4地区で実施
- ・各地区の有識者12名程度を委員に選任
- ・懇談会3回/年及び敦賀発電所見学会1回/年を実施
- ・エネルギーや原子力発電等に対するそれぞれの立場からの意見聴取

⑤ネクサス(嶺北有識者懇談会)(H11年度より実施)

- ・③④のOBを含め福井県下で10～12名を委員として選任
- ・専門家を招いての勉強会と意見交換会を年4回開催
- ・エネルギー政策、地域振興等について意見交換
- ・委員の人選及び運営については外部業者(ナショナルピーアール社)に委託

(6) イベント等の開催

○出張PA活動

- ・H13年度；福井市、武生市、朝日町各1回
- ・ショッピングセンター等で「原子力に関するパネル展示」と放射線に関するクイズなどを実施

○発電所イベント「ふれあいフェスタ」の定例開催

- ・毎年6月に敦賀原子力館で開催(2,000～3,000人規模)

・発電所見学会も同時開催

(7) メディア広告・宣伝

①新聞定期広告

・地元新聞(福井新聞、日刊県民福井)への定期広告(1回/月)

②地元テレビ(福井放送、福井テレビ)CM等

○テレビCM(福井放送、福井テレビ各1本)

・発電所所員登場バージョン(週1~2回;15秒スポット)

○番組提供(福井放送1本)

・福井県内35市町村紹介番組「リサーチ35調査隊が行く」

(毎月第3土15:30~16:00 15秒CM2回)

③地元ラジオCM

・福井放送(毎週土の17:25~45、日の7:40~8:00の番組15秒各1本)

・FM福井(毎週土の11:30~12:30の番組1本[60秒4回])

④当社地域広報誌「げんでんつるが」

・敦賀市内及び周辺市町村全戸配布

・4回/年、約83,000部/回

⑤企業広報誌「e」(H14年度から廃止)

・県内各自治体、オピニオンリーダー等に郵送

・3回/年、約5,000部/回

以上

(参考資料2)

I. 原子力基本法 (抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

II. ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 (抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、ヒト又は動物の胚又は生殖細胞を操作する技術のうちクローン技術ほか一定の技術（以下「クローン技術等」という。）が、その用いられ方のいかんによっては特定の人と同一の遺伝子構造を有する人（以下「人クローン個体」という。）若しくは人と動物のいずれであるかが明らかでない個体（以下「交雑個体」という。）を作り出し、又はこれらに類する個体の人為による生成をもたらすおそれがあり、これにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持（以下「人の尊厳の保持等」という。）に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、クローン技術等のうちクローン技術又は特定融合・集合技術により作成される胚を人又は動物の胎内に移植することを禁止するとともに、クローン技術等による胚の作成、譲受及び輸入を規制し、その他当該胚の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人クローン個体及び交雑個体の生成の防止並びにこれらに類する個体の人為による生成の規制を図り、もつて社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とする。

(禁止行為)

第三条 何人も、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人又は動物の胎内に移植してはならない。

(指針)

第四条 文部科学大臣は、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚（以下「特定胚」という。）が、人又は動物の胎内に移植された場合に人クローン個体若しくは交雑個体又は人の尊厳の保持等に与える影響がこれらに準ずる個体となるおそれがあることにかんがみ、特定胚の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い（以下「特定胚の取扱い」という。）の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、特定胚の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定胚の作成に必要な胚又は細胞の提供者の同意が得られていることその他の許容される特定胚の作成の要件に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、許容される特定胚の取扱いの要件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、特定胚の取扱いに関して配慮すべき手続その他の事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(遵守義務)

第五条 特定胚の取扱いは、指針に従って行わなければならない。

(個人情報の保護)

第十三条 第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定胚の作成に用いられた胚又は細胞の提供者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

Ⅲ. 都市計画法（抜粋）

(公聴会の開催等)

第十六条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くのほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

(都市計画の案の縦覧等)

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3 特定街区に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

4 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案については、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する所有権又は地上権その他の政令で定める使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見を聴かなければならない。

5 都市計画事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。ただし、第十二条の三第二項の規定の適用がある事項については、この限りでない。

注) なお、下線は河原が付した。

(参考資料 3)

日本原子力学会倫理規定

行動の手引

2001年9月25日第436回理事会承認

本倫理規程は日本原子力学会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々会員はこれを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとすることを宣言する。

我々を取り巻く環境は有限であり、かつ人類だけのものでないことから、会員は地域と地球の環境保全に対する最大限の配慮なしには人類の福祉と持続的発展は望めないとの認識に立って行動する。

日本原子力学会の会員には正会員、推薦会員、学生会員からなる個人会員のほか、賛助会員の企業または団体も含まれる。本倫理規程には、個人会員として守るべきものばかりでなく、企業や団体という組織が守るべきものが多く含まれている。一方、組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向が強いが、組織の果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを我々は忘れない。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう、率先して組織内の体制の整備に努める。

本倫理規程は会員の専門活動について定めたものであるが、非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても我々会員は一定の責任を有することを自覚する。すなわち会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させるよう努める。

よき社会人であるためには契約を尊重しなければならない。しかし法律に違反するような契約は無効であることを我々会員は銘記する。

以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するため考えるべき事柄である。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することを誓う。

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

<原子力利用の基本方針>

- 1-1. 原子力の平和利用は、原子力発電の関連分野から、理学・医療・農業・工業等における放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたっており、本会の専門分野はこれらのすべての分野と関連している。会員は専門とする技術がその大小はともあれ災禍を招く可能性があることを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動する。

<平和利用への限定>

- 1-2. 原子力の利用目的は平和利用に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない。

<諸課題解決への努力>

1-3. 人類の快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をとともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積む。

<安全確保の努力>

2-1. 会員は、原子力技術の取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能性があることをよく理解し、安全確保のため常に最大限の努力を払う。

<安全知識・技術の習得>

2-2. 会員は、原子力・放射線に関連する事業、研究、諸作業において、法令・規則を遵守することはもちろん、安全を確保するために必要な専門知識・技術の向上に努める。

<効率優先への戒め>

2-3. 会員は、原子力・放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化を行わない。効率化すなわち進歩と誤解して安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない。

<経済性優先への戒め>

2-4. 会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、経済性を安全性に優先させない。また、資金不足を安全性の低下した状態を放置する理由とはしない。

<安全性向上の努力>

2-5. 会員は、運転管理する施設の安全性向上に努める。安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者へ働きかけ、改善されるよう努める。

<慎重さの要求>

2-6. 会員は、原子力・放射線関連の作業においては常に慎重に振る舞う。これまで内外の原子力施設において作業の完了を急いだり手順を粗略にして大事故に至った例を想起し、教訓とする。

<技術成熟の過信への戒め>

2-7. 会員は、原子力技術が成熟したとして安全性を過信しない。原子力開発の歴史ははまだ1世紀に満たない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を維持する。

<公衆の安心>

2-8. 公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によって強化される。会員は、自らの行動を厳しく律し、安全を確保する努力を通じて公衆が安心できるよう努める。公衆に「安心」を押し付けない。

<会員の安心への戒め>

2-9. 会員は、公衆の安心を求めることで自らが安心してしまわない。公衆の安心は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って作業しなければ得られない。

<新知識の取得>

3-1. 会員は、専門家として常に自己研鑽に励み、関係する法令や規則、日々進歩する学問・技術を学び、自身の専門能力を磨く。古い定型的な知識だけをもって専門家として行動することは慎む。

<経験からの学習と技術の継承>

3-2. 会員は、経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは、できるだけ多くのことを学び、その再発防止に努めるとともに、技術・知見の継承に努める。

<関係者の専門能力向上>

3-3. 会員は、専門家として自らが研鑽に励むだけではなく、周囲の者、特に自らの監督下にある者の専門能力向上にも努力し、機会を与えるよう努める。

<正確な知識の獲得と伝達>

3-4. 会員は、専門家として自らの知識を正確なものとするよう常に努力するとともに、その知識を周囲の者に伝えるよう努める。特に、専門家でない周囲の者に対しては、正確であると同時に分かりやすく説明する。

<能力向上のための環境整備>

3-5. 会員は、所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力向上に励みにくい環境にあるときには、その環境を変えるよう努める。

<自己能力の把握>

4-1. 会員は、行おうとしている業務が自らの能力不足のため安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。時間不足や資金不足等も能力不足に含まれる。

<所属組織の災害防止>

4-2. 会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、万一不十分なときは組織を変革するよう努める。

<他の組織による監査>

4-3. 会員は、所属する組織が自ら安全確保のための努力を払っているのみならず、適切な他の組織の監査を受け合格しているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合にはそれを設けるよう努める。

<公的資格に関する法令遵守>

4-4. 会員は、原子力分野の公的資格を必要とする業務を資格なしで行わず、無資格者に行わせない。

<公的資格の尊重>

4-5. 会員は、所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重していない場合には尊重させるよう働きかける。組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組み、公的資格取得者を優遇する。

<正確な情報の取得と確認>

5-1. 会員は、専門家として正しい情報を取得し、その正しさを自ら確認する。安全に係る情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があるため、特に入念な注意を払う。

<情報の公開>

5-2. 原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても、公開を妨げない。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

<守秘義務と情報公開>

5-3. 会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。

<非公開情報の取扱い>

5-4. 原子力に係る情報でも、核不拡散や公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれを明示し、公開でき

ない理由を説明する。

<説明責任>

5-5. 会員は、専門の業務について、その目的・方法を他者に分かりやすく説明する責任があることを忘れない。直ちに説明が難しい場合には、説明する方法を自分自身で、または周囲の者との協力により構築する。

<科学的事実の尊重>

6-1. 会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう努める。

<科学的事実の普及>

6-2. 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努める。

<誠実な行動>

7-1. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人に利益をもたらすことを避ける。

<報酬等の正当性>

7-2. 会員は、業務にあたりリベート等を受け取らない。リベート等の受け取りは、たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損ね、社会の利益を侵す。業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明できることが必要である。

<組織の私的利用>

7-3. 会員は、勤務時間内に本務以外の業務を行うことも含め、所属する組織の了承・許可なく、組織に帰属する人的・物的・知的資源等の財産権を侵さない。

<利害関係の相反の回避>

7-4. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の回避に努める。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の代理人または受託者として規制・監督に関する業務を行うことは慎む。新たな業務を行う際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行っている場合には、このことを雇用者または依頼者に開示する。

<指導者の規範>

8-1. 組織の中で指導的立場にある者は、組織内の模範となるよう、業務上の責任と業務にかかる説明責任を十分認識して行動する。

<専門分野等の研鑽と協調>

8-2. 会員は、専門とする分野について自己研鑽に励むとともに、関連する専門分野について理解を深め、これを尊重し、業務の遂行にあたり常に協調の精神で臨む。

注) なお、下線は河原が付した。

平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金（特別研究事業）
分担研究報告書

1. 国民に対するパブリック・アクセプタンス向上手法の開発に関する研究

分担研究者 信友 浩一（九州大学大学院 医療システム学分野）

A. 目的

医学研究・先端医療による不安・懸念をもつのは国民である、という当然の前提にたつて、現行のパブリック・アクセプタンス形成プロセスの無理を明らかにし無理のない新たなプロセス案を開発する。

B. 方法

当然の前提から出てくる最初の無理は、上記した不安・懸念をリストアップし整理するのが国民自らではなく医学・医療の専門職集団が不安・懸念を設定することにある。ここに、国民と専門職との間に不安・懸念事項のプライオリティのミスマッチが生じる源がある。従って、パブリック・アクセプタンス形成のリードを国民側が担う、という現行の方法ではない新プロセスのモデルとなりうるような事例を見つけ、共通する要因等を探る。

C. 結果

1. 外山義教授（京大工学部・居住空間工学）

高齢者のあらゆるライフスタイルに対応した居住空間をデザインする時に、これら高齢者の運動能・障害度と心理メカニズムに基づいて「他の人々と生き生きとした交流を図りながら自立した生活を楽しめる」居住空間を設計・施行しデモを繰り返してきた。その結果厚生省は特別養護老人ホームの個室化を推進する事業を立ち上げた。これは、高齢者ケアの専門職団体がリードしたのではなく、高齢者サイドに立って高齢者の「生きる力」に注目した理念とそれを実現する「かたち」を世に問い国民が支援し国が動いた、という事例といえる。

2. 抑制廃止福岡宣言（10 病院長）

「看」護婦ではなく「患」護婦として患者サイドに立ったナースが、患者の安全と治療の為には常にしばって（抑制して）も構わないのだ、という発想を見直し「老人に、自由と誇りと安らぎを」をコンセプトを提案、この提案に同調した福岡県内 10 病院が「縛らない医療・看護・介護」を開始した。この動きは報道されかつ社説にも取り上げられることとなり、厚生省も省令でこの動きを支援した。これも、患者主体のケアという当然の一視点からの社会運動であり専門職団体からのリードではなかった事例である。

3. 米本昌平「知政学のすすめ」

科学史家である米本氏が、特定の専門領域に住む人達に対してのシビリアンコントロールを提言したのがこの書であり、シビリアンコントロールのための（株）科学技術文明研究所を発足させ俊英の研究者をアジアから集め行・政界へ影響力のあるレポートを出し続けている。これも、国民側に立って、科学研究者と同

等の知識・技術を理解するものが科学研究とその成果を社会的な価値基盤や豊かな人生の位置づけ作業に寄与している。

4. 医療コーディネーター

医療人と患者との間にコーディネーターとして入り、専門領域からの発想と生活人からの発想とが相互に理解・納得できることに寄与する新職種である。医療通訳とも言われるが、情報の非対称性（専門知、人生観・価値観各々の）を補完・調整するツールとして有望視されている。

D. 小括

パブリック・コメント（PC）とは、行政機関が政策の立案等を行う時に、その案を公表し広く国民・事業者等利害関係者から意見を広聴し政策に反映させる一プロセスである。が、国民等が問題を理解することなく好き嫌いで意見を寄せ、あるいは、本来的な危惧が少数であるとして軽視されたりして、PC自体への信頼が揺らぎがちである。従って、PAの前提である「理解し、納得する」このプロセスを、国民の代弁者たることを自覚し国民からもコミットをもらっている学者・実務者他がこのプロセスを担えるような社会システムの拡大が望まれる。この新社会システム（代理あるいはコーディネートモデル）がPAの向上に寄与することが考えられる。又、このような動きは行政主導ではなく現場主導（ローカル・イニシアティブ）であることも特性のひとつであり、この動きを行政が広報することでPA向上が促進されるであろう。

平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金（特別研究事業）
分担研究報告書

2. 患者に対する先端医療技術等の啓発普及手法の開発に関する研究

分担研究者 水谷 修紀（東京医科歯科大学大学院 発生発達病態学分野）

医学／医療の進歩について幅広く市民の理解を得、市民にいかにかアピールするかという問題は日本における今後の医療の発展を左右する大きな課題である。

明治以降日本の医療は新しい概念、技術、薬物を海外から移入することによって進歩を達成してきた。その結果、新しいものはすべからず、海外から導入すべきもの、あるいは導入すればいいもの、という考えが一般市民に定着してきたとあってよい。また、導入にあたって、導入すべき主体は常に＜国＞であり、一部の優れた＜医療関係者＞とされ、市民はその恩恵を受けるべき立場にあるものとして自分を位置付けてきた。医療／医学の進歩を導く原動力となるべき一般市民の意識は日本においていまだに極端に未発達であり、安全で質の高い、もともと近代的な医療の恩恵にあずかるには市民はいかに行動すべきか、という疑問が十分発せられているとはいえない。近代医学を自らの力で発展させたという成功体験に乏しい民族としては避けがたい依存的な姿勢である。しかしながら、一部の市民は事柄の本質に気付くとともに新しい動きを示し始めているとあってよい。

欧米との比較において市民と国の関係を具体的に分析してみると、まず最初に気付くのは患者家族団体の数と活動のスケールの大きさが欧米と日本とでは大きく異なる点である。病は自らの資金と知恵を結集して克服しなければならぬものであり、できるものだという強い信念に裏打ちされて、欧米では自ら資金を調達し、その資金で研究者や医療者を雇用し、研究材料が必要とあれば自らの検体を提供するシステムを構築する。患者は「医療を施されるもの」としての立場を遥かにこえて「医療克服に向けた資金提供者」であり「医療の発展を推進するパトロン」と自らを位置付けている。欧米における一流の研究施設や医療施設の資金の大半が民間からの寄付に頼っている現状をみればそのことはよく理解できる。

高度医療のパブリック・アクセプタンス向上の本来の目的は、市民の理解を求めることから出発し、最終的に市民が医療の進歩における自らの役割についての認識を高め、医療の進歩を推進する原動力がかれら自身にあることを理解し、それを行動に移すところにまで到達することになければならないであろう。

<日本における事例－日本白血病研究基金と英国白血病研究基金>

1993 年、日本において公益信託日本白血病研究基金が創設された。その創設に関わった者の一人としてその歴史を振り返り、パブリック・アクセプタンスの重要性を示す事例を提示したい。

日本における白血病研究基金の創設を振り返る前に、そのモデルとなった英国白血病研究基金について紹介しよう。英国白血病研究基金は今から 30 年前、子どもを白血病で亡くした親の寄付金を基本財源として設立された。当初の基本財源は数百ポンドであったが、今年間の運用資金は 20 億円、積み立て総資金は 70 億円である。草の根運動を中心にしたチャリティー活動によって次年度の運転資金をまかない、研究支援への運用可能な資金額